

日本 TFT 協会研究倫理指針

2021年3月15日施行

2021年7月1日改定

前文

TFT学術研究（以下「研究」という。）は、社会からの信頼を受け、科学の進歩と社会への貢献を目的として行われるべきものである。学術研究に従事する者（以下「研究者」という。）は、その目的を実現するために、研究の自由が保障されなければならないと同時に、研究の対象となる者（以下「研究参加者」という。）の生命および個人の尊厳を重んじ、基本的人権を尊重しなければならない。したがって、研究者は、自ら高い倫理性をもって研究に臨むことが求められる。

日本TFT協会（以下、「協会」という）は、研究の現在の状況を鑑み、協会の研究に携わる研究者の倫理的な行動および態度を規定する日本TFT協会研究倫理指針（以下「本指針」という。）を定める。

1. 目的

本指針は、人を直接対象とするTFTおよびそれらに関連する研究において、倫理上の問題が生ずる恐れのある場合に、研究者が留意すべき事項を明らかにする。

2. 研究に対する基本的考え

協会の研究者は、生命および個人の尊厳を重んじ、科学的小および社会的に妥当な方法・手段で、研究を遂行しなければならない。

- (1) 研究者は、本指針の他、国内外の関係諸学会の研究倫理指針および関係法令等を順守しなければならない。
- (2) 研究者は、研究の実施に際して、研究参加者の人権の尊重が最も重要であり、科学的小および社会的利益よりも優先しなければならない。
- (3) 研究者は、個人の情報・データ等を収集する場合、安心・安全な方法で行い、研究参加者の身体的、精神的負担および苦痛をできるかぎり与えないよう努めなければならない。

3. 研究者の研究参加者に対する説明責任

- (1) 研究者は、個人の情報・データ等を収集する場合、研究の目的・方法・成果の発表方法等の研究計画について、研究参加者に対して分かりやすく説明しなければならない。
- (2) 研究者は、個人の情報・データ等を収集するにあたり、研究参加者に対し何らかの身体的、精神的負担および苦痛あるいは危険性を伴うことが予見される場合、その予見される状況を事前に分かりやすく説明しなければならない。
- (3) 研究者は、研究参加者に関して得られた情報・データ等を、本人の同意なしに公表することはできない。

4. インフォームド・コンセント

研究者が、個人の情報・データ等を収集する場合、前項3. の説明責任を果たし、原則として、事前に参加者の同意を確認できる文書（電子記録可。以下「同意書」という）を得なければならない。

- (1) 研究参加者の同意書には、研究参加者の個人の情報・データ等の取扱いおよび発表の方法等に関するものを含む。
- (2) 研究者は、研究参加者から当該個人の情報・データ等の開示を求められた場合、これを開示しなければならない。
- (3) 研究参加者が、15歳以下の子どもや障がい者等で、本人の同意を確認できない場合、研究者は、当該研究参加者に代わり得る保護者やそれに相当する者から同意書を得なければならない。
- (4) 何らかの身体的、精神的な負担および苦痛あるいは危険性を伴うことが予見される場合、その点についての同意が文書に含まなければならない。個人の人権に対する配慮、個人情報等の取扱い方法等、万一の事故発生の場合に準備している対応策等、特筆すべき点があれば同意書に記載する。
- (5) 研究者は、収集した情報・データ等および同意書を5年間保管しなければならない。5年経過後は、廃棄処分する。ただし、情報・データ等に関して保管条件に同意がある場合には、その限りではない。
- (6) 研究者は、研究参加者が自己の同意を撤回した場合、それまでに得られた、その者の情報・データ等は、その者の意向に沿って対処する。かつ撤回により不利益を受けないことも説明しなければならない。

5. 第三者からの委託研究および第三者への委託研究

研究者は、第三者から研究を委託され、あるいは第三者へ委託して、個人の情報・データ等を収集する場合（以下「委託研究」という。）、本指針の趣旨に則って、当該者（あるいは当該機関）との間で委託研究の契約を文書で交わし、実施しなければならない。

6. 研究倫理委員会の設置とその役割

研究者は、研究の倫理的姿勢に対する社会の信頼に基づいて、研究の自由を保障されるものである。ただし、研究における倫理的案件について、所属機関等による承認を必要とされる以下の場合において、協会は、TFT研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その審査・承認を行う。

- (1) 研究者の所属協会・学会及び論文投稿学術誌等が、協会の倫理的承認を必要要件とする場合、研究者は、TFT研究倫理審査申請書（別紙）により、委員会にその審査を申請することができる。これに対して、委員会は本指針に則って、当該研究の倫理的要件を速やかに審査する責務を負う。倫理的案件を有しない研究については、その限りではない。また、申請者は、研究倫理委員会に直接問い合わせることはできない。
- (2) 協会の内外から、研究者が行う研究について、その倫理的問題が指摘され、研究倫理審査の要求が出されたものについては、委員会はこれを取り上げ、当該研究の倫理的問題の有無について検討しなければならない。

7. 研究倫理審査の結果に対する異議申立て

前項6.の研究倫理審査結果に対して異議がある研究者は、委員会にその旨を申し立てること

ができる。これに対し、委員会は、審査の公正を期すため、新たなメンバーによる審査委員会に審査を委託し、再審査を実施しなければならない。

8. 委員会の運営

委員会は、別記、委員会規程の定めるところにしたがい、その役割を果たすものとする。

9. 本指針の改正等

本指針の改正は、委員会の発議により、日本TFT協会理事会の議を経て委員長が行う。

附 則

本指針は、2021年3月15日から発効する。